

当院の 2024.1.1~2024.12.31 (令和 6 年)に行われた手術件数は、下記のとおりです。医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 5 および 6 に掲げる手術の施設基準を近畿厚生労働省に届けています。

区分 1 に 分類される 手術	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	9 件
	イ	黄斑下手術等	0 件
	ウ	鼓室形成手術	0 件
	エ	肺悪性腫瘍手術等	0 件
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	22 件
区分 2 に 分類される 手術	ア	靱帯断裂形成手術等	1 件
	イ	水頭症手術等	19 件
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
	エ	尿道形成手術等	1 件
	オ	角膜移植術	0 件
	カ	肝切除術等	0 件
	キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0 件
区分 3 に 分類される 手術	ア	上顎骨形成術等	0 件
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0 件
	エ	母指化手術等	0 件
	オ	内反足手術等	0 件
	カ	食道切除再建術等	0 件
	キ	同種死体腎移植術等	0 件
同区分 4 に分類される手術		胸腔鏡下又は腹腔鏡下に実施される手術	181 件
その他に 分類される 手術	ア	人工関節置換術	32 件
	イ	乳児（1 歳未満）外科施設基準対象手術	0 件
	ウ	ペースメーカー移植術・ペースメーカー交換術	24 件
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術 （人工心肺を使用しないものを含む）、 体外循環を要する手術（人工心肺を用いた手術）	0 件
	オ	経皮的冠動脈形成術（急性心筋梗塞に対するもの）	1 件
		経皮的冠動脈形成術（不安定狭心症に対するもの）	1 件
		経皮的冠動脈形成術（その他のもの）	10 件
		経皮的冠動脈粥腫切除術	0 件
		経皮的冠動脈ステント留置術（急性心筋梗塞に対するもの）	16 件
		経皮的冠動脈ステント留置術（不安定狭心症に対するもの）	5 件
経皮的冠動脈ステント留置術（その他のもの）		53 件	
●大腿骨近位部骨折手術件数（骨折後 48 時間以内）[2024.1.1 ～ 2024.12.31]			60 件